

議案第 6 号

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

国保松丘診療所及び国保笹診療所の管理を指定管理者に行わせるため、君津市国保診療所に関する条例（昭和 5 5 年君津市条例第 2 4 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例

君津市国保診療所に関する条例（昭和 55 年君津市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書を削り、同条第 4 号中「居宅サービス」の次に「及び同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス（国保笹診療所を除く。）」を加える。

第 6 条見出し中「居宅サービス」の次に「及び介護予防サービス」を加え、同条中「国保小櫃診療所」を「国保小櫃診療所及び国保松丘診療所」に改め、「介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者に対し、」を削り、「居宅サービス」の次に「及び介護予防サービス」を加え、同条に次の 2 号を加える。

(3) 介護予防訪問看護

(4) 介護予防居宅療養管理指導

第 7 条及び第 8 条を削る。

第 9 条中「、国保小櫃診療所」を「診療所」に改め、同条を第 7 条とする。

第 10 条第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号中「国保小櫃診療所」を「診療所」に改め、同条を第 8 条とする。

第 11 条中「国保小櫃診療所」を「診療所」に改め、同条を第 9 条とする。

第 12 条第 1 項本文中「算定基準」を「診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）その他法令等によりその額が定められるもの（以下「算定基準」という。）」に改め、同条を第 10 条とする。

第 13 条を第 11 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（業務日及び業務時間）

第 12 条 診療所の業務日及び業務時間は、次の表のとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。）は、業務日としない。

診療所	業務日	業務時間
国保小櫃診療所	月曜日	午前 8 時 3 0 分から正午まで
	火曜日	午後 1 時から午後 5 時まで
	金曜日	
	水曜日	午前 8 時 3 0 分から正午まで 午後 1 時から午後 7 時 3 0 分まで
	木曜日	午前 8 時 3 0 分から午後 2 時まで
国保松丘診療所	月曜日	午前 8 時 3 0 分から正午まで
	火曜日	午後 1 時から午後 5 時まで
	金曜日	
	水曜日	午後 2 時から午後 7 時 3 0 分まで
	木曜日	午前 8 時 3 0 分から午後 2 時まで
国保笹診療所	水曜日	午前 8 時 3 0 分から正午まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認められるときは、市長の承認を得て業務日及び業務時間を変更することができる。ただし、急患その他やむを得ない理由があると認められるときは、市長の承認を得ることを要しない。

第 1 4 条及び第 1 5 条を削る。

第 1 6 条の見出しを「（損害賠償）」に改め、同条中「市長は、」を削り、「これを弁償させなければ」を「その損害を賠償しなければ」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第 1 6 条を第 1 3 条とし、第 1 7 条を第 1 4 条とする。

別表中「第 7 条、第 1 2 条第 1 項」を「第 1 0 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。